

経済産業省令第百二十四号

公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律（平成十五年法律第七十六号）の一部の施行に伴い、並びに電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第六十七条、第七十三条第二項、第八十九条及び第九十二条の三第二項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年九月三十日

経済産業大臣 中川 昭一

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「指定安全管理審査機関」を「登録安全管理審査機関」に、「指定調査機関」を「登録調査機関」に改める。

「第四章 指定安全管理審査機関、指定試験機関及び指定調査機関」を「第四章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関」に改める。

「第一節 指定安全管理審査機関」を「第一節 登録安全管理審査機関」に改める。

第二百五条の見出し中「指定安全管理審査機関」を「登録安全管理審査機関」に改め、同条第一項及び第三項中「指定安全管理審査機関」を「登録安全管理審査機関」に改める。

第百六条を次のように改める。

#### 第百六条 削除

第百八条の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条中「指定安全管理審査機関指定申請書」を「登録安全管理審査機関登録申請書」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 登記簿の抄本又はこれに準ずるもの
- 二 事業所の名称及び所在地を記載した書類

第百八条第三号及び第四号を削り、同条第五号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 審査の業務を行う者が法第六十九条第一項第一号の規定に適合することを説明した書類

第百八条第六号中「第百十二条各号」を「法第六十九条第一項第二号」に改め、同号を同条第五号とし、

同条第七号を削る。

第百九条を次のように改める。

## 第百九条 削除

第百十条を次のように改める。

### (安全管理審査の方法)

第百十条 法第七十一条第二項に規定する経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 安全管理審査は、文書審査及び実地審査により、法第六十九条第一項第二号に規定する審査対象電気工作物設置者（以下この条において「設置者」という。）の法定事業者検査の実施に係る体制を審査すること。

二 実地審査は、法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行うこと。

三 実地審査は、法定事業者検査の立会い、記録及び関係者からの聞き取りにより、次に掲げる事項に関して審査を行うこと。

イ 設置者の法定事業者検査の実施に係る体制について文書審査により確認できない事項

ロ 設置者があらかじめ定めた法定事業者検査の実施に係る体制に従って当該法定事業者検査が行われ

ているかどうかを判断するために必要な事項

第百十一条及び第百十二条を次のように改める。

第百十一条及び第百十二条 削除

第百十五条第一項中「業務規程で定めるべき」を「経済産業省令で定める」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 登録安全管理審査機関は、法第七十三条第一項の規定により業務規程の届出をするときは、様式第七十

一 の業務規程届出書に業務規程を添えて提出しなければならない。

3 登録安全管理審査機関は、法第七十三条第一項の規定により業務規程の変更の届出をするときは、様式

第七十二の業務規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない

。

「第三節 指定調査機関」を「第三節 登録調査機関」に改める。

第百二十七条の見出し中「指定」を「登録」に改め、同条中「指定調査機関指定申請書」を「登録調査機

関登録申請書」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 登記簿の抄本又はこれに準ずるもの

二 事業所の名称及び所在地を記載した書類

第二百二十七条第三号及び第四号を削り、同条第五号を同条第三号とし、第六号中「第三百二十二条において準用する第一百十二条各号」を「法第九十条第一項第一号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号を削り、同条に次の一号を加える。

五 調査の業務を行う者が法第九十条第一項第二号の規定に適合することを説明した書類

第三百三十一条第一項中「業務規程で定めるべき」を「経済産業省令で定める」に改め、同条第二項中「指定調査機関」を「登録調査機関」に、「業務規程設定届出書に業務規程の案」を「業務規程届出書に業務規程」に改め、同条第三項中「指定調査機関」を「登録調査機関」に改める。

第三百三十八条第一項の表中

第八十八条の指定安全管理審査機関指定申請書及び同条第二号から第七号までに掲げる添付書類（第七号の契約書の写しを除く。）

様式第百五

十

第八十八条の登録安全管理審査機関登録申請書及び同条第二号

様式第百五十

第百  
可申

を  
から第五号までに掲げる添付書類

に、

第百  
可申

第十五条第二項又は第百二十三条第二項の業務規程設定認  
請書及び業務規程の案

二 様式第百五十

第百十五条第二項の業務

第十五条第三項又は第百二十三条第二項の業務規程変更認  
請書及び添付書類

三 様式第百五十

第百十五条第三項の業務

を

規程届出書及び業務規程

二 様式第百五十

規程変更届出書及び添付書類

三 様式第百五十

に、

第百二十七条の指定調査機関指定申請書及  
第七号までに掲げる添付書類（第七号の契  
）

び同条第二号から  
約書の写しを除く

一 様式第百六十

を

第百二十七条の登録調査機関登録申請書及び同条第二号から  
第五号までに掲げる添付書類

様式第百六十

に、

第三百三十一条第二項の業務規程設定届出書及び業務規程の案

様式第百六十  
四の二

第三百三十一条第二項の業務規程届出書及び業務規程

様式第百六十  
四の二

に改める。

様式第六十九中「指定安全管理審査機関指定申請書」を「登録安全管理審査機関登録申請書」に、「の指定」を「の登録」に、「指定の区分」を「審査の区分」に改める。

様式第七十一を次のように改める。

様式第71（第115条関係）

業務規程届出書

年 月 日

殿

住 所

名称及び代表者の氏名

別紙業務規程のとおり業務規程を定めたので電気事業法第73条第1項の規定により届け出ます。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第七十二を次のように改める。

様式第72（第115条関係）

業務規程変更届出書

年 月 日

殿

住 所

名称及び代表者の氏名 

別紙業務規程のとおり業務規程を変更したので電気事業法第73条第1項の規定により届け出ます。

変更の内容	
変更予定年月日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第八十中「指定調査機関指定申請書」や「登録調査機関登録申請書」に「第89条第1項」や「第89条」に「の指定」や「の登録」に改める。

様式第八十三の二中「業務規程設定届出書」や「業務規程届出書」に「第92条の3」や「第92条の3第1項」に改める。

。 様式第八十三の三中「第92条の3」や「第92条の3第1項」に「変更内容」や「変更の内容」に改める。  
様式第百五十を次のように改める。

様式第150（第138条関係）

---

```
<HTML>
<HEAD><TITLE>電気事業法第67条</TITLE></HEAD>
<BODY><PRE>
【書類名】 登録安全管理審査機関登録申請書
【提出日】
【あて先】      殿
【提出者情報】
    【氏名又は名称】
        【住所】
【適用条文】 電気事業法第67条
【様式番号】 150
【審査の区分】
【審査の業務を開始しようとする年月日】
```

---

【添付情報】

【添付資料】

（事業所の名称及び所在地）

（申請者が法第68条各号の規定に該当しないことの説明）

（審査の業務を行う者が法第69条第1項第1号の規定に適合することの説明）

（申請者が法第69条第1項第2号の規定に適合することの説明）

```
</PRE></BODY></HTML>
```

備考 様式第86の備考1から5までと同様とすること。

様式第55第11条「（準用を含む）」や第6「業務規程設定認可申請書」や「業務規程届出書」に次の

、 「（第88条において準用）」や第6。

様式第55第13条「（準用を含む）」や第6「業務規程変更認可申請書」や「業務規程変更届出書」に

改め、「（第88条において準用）」や第6。

様式第百六十一を次のように改める。

様式第161 (第138条関係)

```
<HTML>
<HEAD><TITLE>電気事業法第89条</TITLE></HEAD>
<BODY><PRE>
【書類名】 登録調査機関登録申請書
【提出日】
【あて先】      殿
【提出者情報】
【氏名又は名称】
【住所】
【適用条文】 電気事業法第89条
【様式番号】 161
【添付情報】
```

【添付資料】

(事業所の名称及び所在地)

(申請者が法第92条の5において準用する法第68条各号の規定に該当しないことの説明)

(申請者が法第90条第1項第1号の規定に適合することの説明)

(調査の業務を行う者が法第90条第1項第2号の規定に適合することの説明)

```
</PRE></BODY></HTML>
```

備考 その他は、様式第86の備考1から5までと同様とすること。

様式第百六十四の三「第92条の3」を「第92条の3第1項」及び「業務規程設定届出書」を「業務規程届出書」と改める。

様式第百六十四の三「第92条の3」を「第92条の3第1項」と改める。

附 則

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。